

令和5年度 第2回越前市国民健康保険事業の 運営に関する協議会

日時 令和5年11月16日(木)午後3時から
場所 越前市役所1階 生涯学習センターeホール

窓口サービス課・健康増進課・税務課

(1) 令和6・7年度保険税率の改定(案)について

令和6・7年度 国保税率の改定（案）について

1．新税率改定の基本方針

- 保険税率を2年ごとに見直し、財政状況に応じてその都度検討
- 被保険者の急激な負担増とならないような保険税率の改定
- 資産割の税率を段階的に引き下げ、4回の改定で、R6年度には資産割廃止
(県方針 3方式課税：県内17市町中8市町が移行済)
- 物価高騰等による経済状況を考慮し、一人当たりの平均税率は引き下げる。

2．現状と課題

- 物価高騰等の影響により、自営業者や非正規雇用者の実質収入の減
- 団塊世代の後期高齢者医療への移行や社会保険適用拡大によりR6年度以降も被保険者数が減少見込み

3．新税率改定（案）について

- 税率改定の基本方針に従い、資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式課税とする。
- 税率引き下げの財源として、R5年度末基金見込額 約4億1千万円を活用し、R6・7年度の収支見込の 1億2千万円に充てる。
- 現在、県内の保険税額は各市町でばらばらだが、令和12年度からは、県統一保険税額になる予定であり、統一されるまでに基金の活用も必要である。

令和6・7年度 改定税率（案）

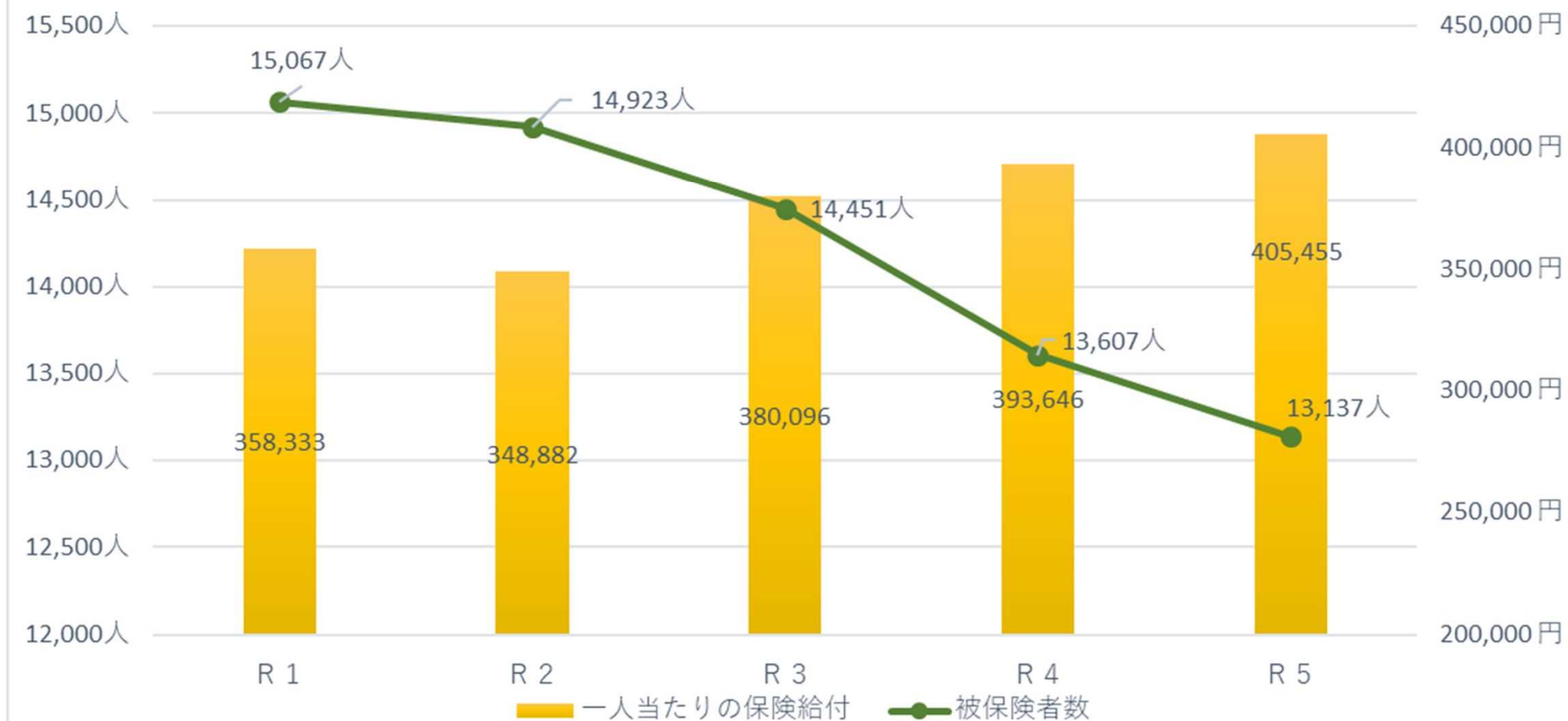
	資産割額を0%へ				変更なし				変更なし			
	医療分（基礎課税額）				後期高齢者支援金分				介護納付金分（対象：40歳～64歳）			
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
現行	6.70	6.50	26,700	23,400	2.60	0.00	10,000	6,000	2.20	0.00	11,000	6,000
改定案	6.70	0.00	26,700	23,400	2.60	0.00	10,000	6,000	2.20	0.00	11,000	6,000

	合 計（3税目）			
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)
現行	11.50	6.50	47,700	35,400
改定案	11.50	0.00	47,700	35,400

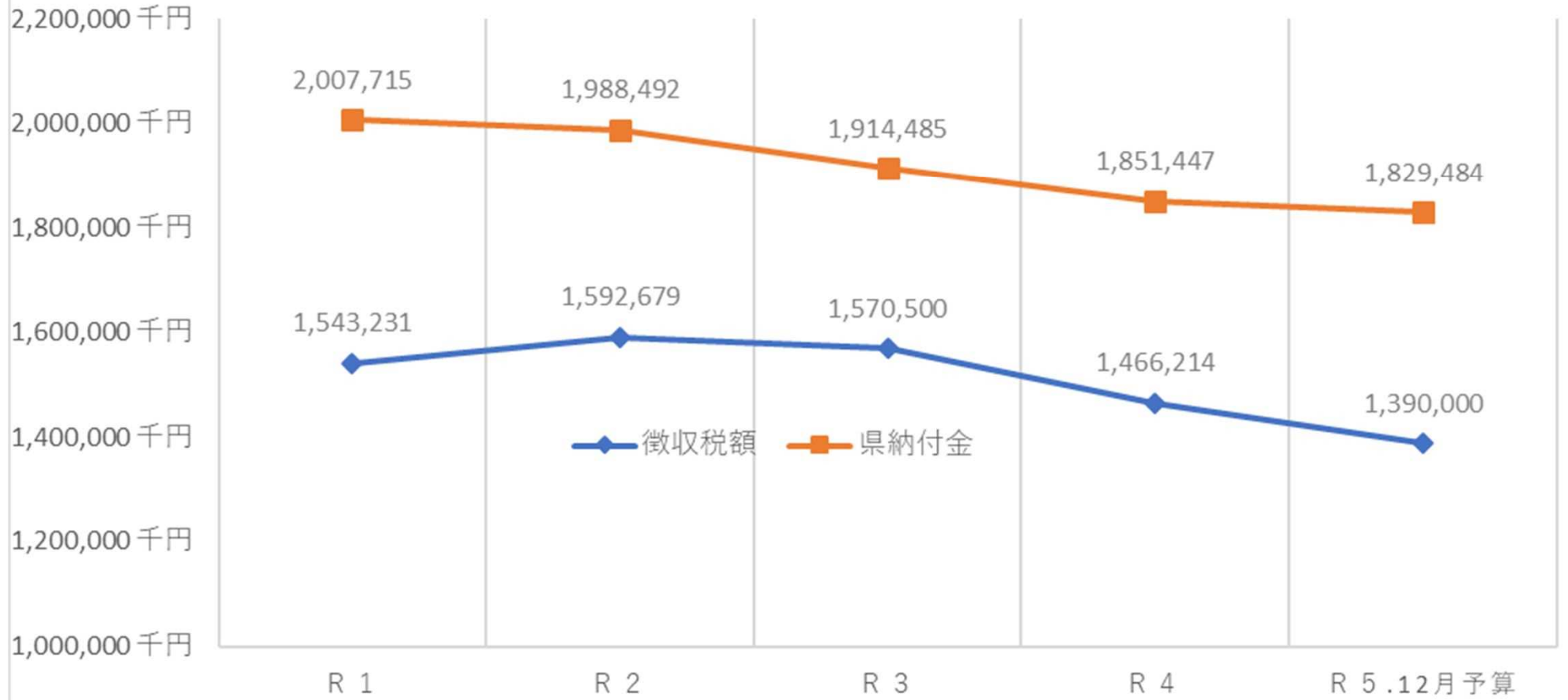
参考 R5 資産割総額 約3,100万円

基金の活用と物価高騰による経済影響を鑑み、資産割6.5%の減額のみとする。

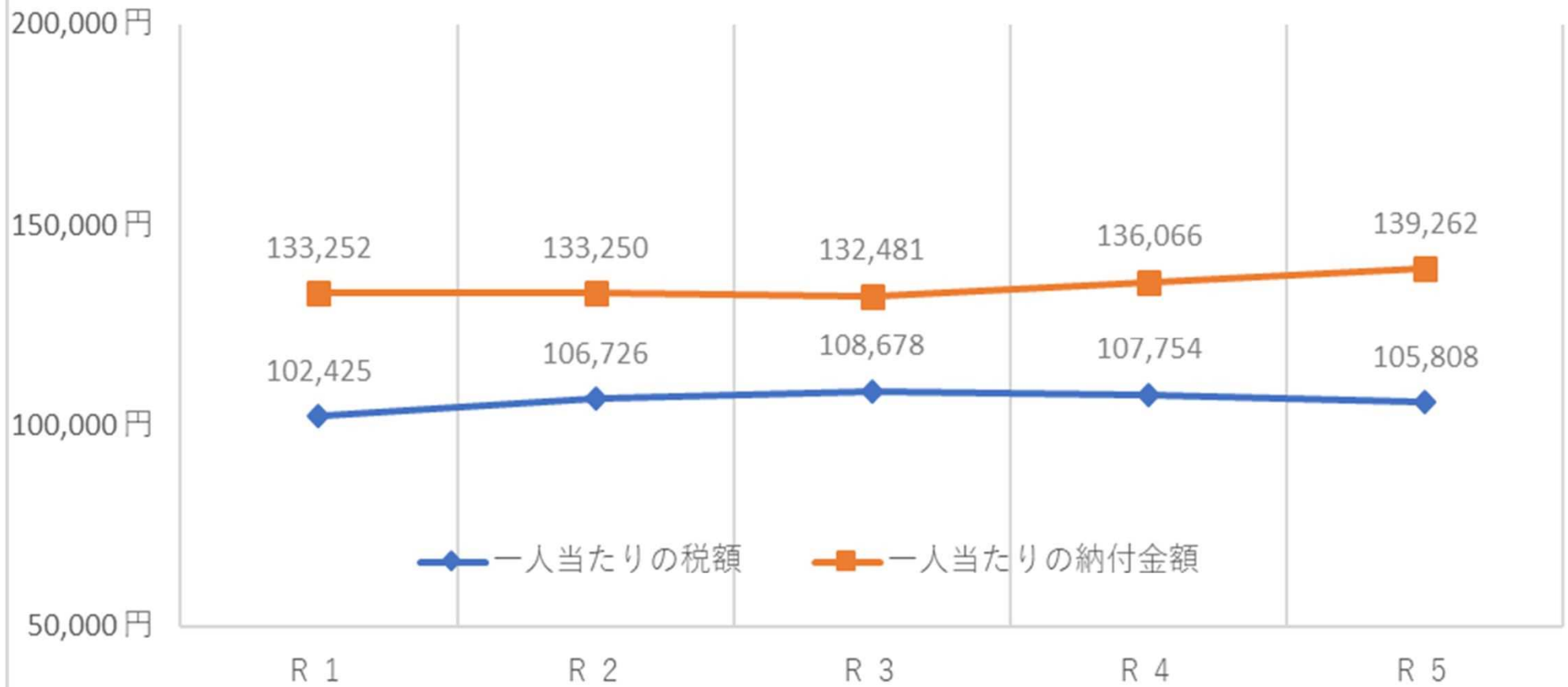
被保険者数と一人当たりの保険給付費の推移



県納付金と徴収税額の推移



一人当たりの税額と納付金の推移



(2) 越前市国民健康保険第 3 期データヘルス計画
(第 4 期特定健康診査等実施計画)

越前市国民健康保険 第3期データヘルス計画 (第4期特定健康診査等実施計画)

データヘルス計画

被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者が効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画
ねらい：「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を同時に図る

計画の期間 令和6年度～12年度の6年間

計画の構成

- ・越前市国保医療費の現状分析と高齢期を踏まえた健康課題の抽出
- ・前期計画の結果と評価
- ・目標・目的の設定
- ・健康課題を解決するための保健事業の取組み
- ・特定健診・特定保健指導の受診率・実施率の向上のための目標値と実施方法等

計画目標 生活習慣を改善し、心血管疾患をはじめとする生活習慣病の発症及び重症化予防を図る（県の目標に準ずる）

次期計画の新たな取組み

ICTの活用（特定保健指導利用勧奨事業）

- ・ソフトの導入やタブレット等で健診データが見える化し、自身のからだの状態への意識を向上させることで利用率向上につなげる。
- ・すき間時間に特定保健指導を利用できるよう、希望の方にはICTを活用し遠隔での面談の実施。
- ・タブレット等を使用し、特定保健指導の前後の記録をグラフ等で示すなど効果が見える化することで、終了後も健康意識を維持させる。

インセンティブ導入（特定健診・がん検診受診勧奨事業・健康づくり計画推進事業）

- ・健診の継続受診者やウォーキング等の健康事業の参加者に県の取り組むアプリ事業などを利用し、デジタル地域通貨等でポイントを付与する仕組みを検討。

低塩意識の定着（高血圧重症化予防事業）

- ・若年層からの低塩を定着させる取組。（赤ちゃん訪問事業での産婦に対するチラシを配布、幼児健診の場を活用し塩分量のチェックやチラシの配布、思春期保健事業の生活習慣病講座の中で塩分に関する話を実施・出前講座や地域団体への研修）

関係団体との連携（高血圧重症化予防事業、健康づくり計画推進事業）

- ・仁愛大学（健康栄養学科）や食生活改善推進員と連携した減塩事業の取組（減塩メニューの提案等）
- ・健康に関する連携協定を締結している事業所と連携した運動習慣確立への取組（運動教室等の実施等）や運動普及推進員と連携した生活習慣病予防の運動普及事業の継続実施。

特定健診・保健指導実施率向上のための取組み

【特定健康診査】

- ・対象者が受診しやすく、実施医療機関等も分かりやすい料金体系（40歳～74歳の一部負担金 500円）
継続
- ・国保は5割以上が65歳以上で、会社を退職後加入した方が多い。現役時代に会社で受けた健診を国保加入後もつづけてもらうため、加入後すぐのわかりやすい案内や広報を強化。
- ・高齢者の割合が多いため、健康づくりだけでなくフレイル予防も絡めた一体的な取組みへの意識づくりを行う。
- ・TVやSNSなど、年代や特性に応じた広報メディアを利用したり、年齢、受診歴に応じたチラシや通知文を作成するなど、効果的な受診勧奨を行う。
- ・受診希望の高いガン検診とのセット受診の推進
- ・インセンティブの導入（健診の継続受診者やウォーキング等の健康事業の参加者に県の取り組むアプリ事業などを利用し、デジタル地域通貨等でポイントを付与する仕組みを検討。）

【特定保健指導】

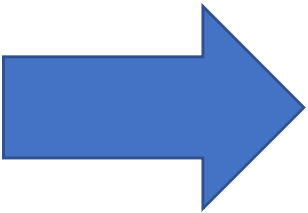
- ・負担金無料 継続（特定保健指導を受けやすい環境の整備と、業務負担軽減のため）
- ・働いている方もすき間時間に特定保健指導を利用できるよう、ICTの活用や健診当日の保健指導の実施など、特定保健指導を受けやすい環境を整備し実施率向上を目指す。
- ・タブレットなどの電子媒体を用いて、健康診査の記録や初回面談からの変化を見える形で提示し、特定保健指導の終了後も継続的に意欲を維持できるようにする。

健康課題ごとと目標と実施内容

【生活習慣病の状況】

- ・医療費全体に占める生活習慣病医療費の割合は18.4%、がんの医療費の割合は17.2%を占める。
（生活習慣病疾病別医療費割合を見ると糖尿病、腎不全、高血圧性疾患と続き、がんについては、肺がん、大腸がんと続く）
- ・生活習慣病患者の状況を見ると、どの生活習慣病疾患のレセプトをみても高血圧症を罹患している割合が高い。
- ・標準化死亡比において心不全の割合が県や国と比べて高く、また要介護認定者の有病率をみても心疾患を有する人が多い。
- ・特定健診有所見状況においてHbA1c5.6以上の人、eGFRが60未満の割合が高い人が県や国と比べて高く、また透析患者のうち糖尿病性腎症から透析に至った患者が最も多い。

生活習慣病の早期発見・早期治療による重症化予防

- 
- ・重症化のリスク要因となる「高血圧症」を予防
 - ・糖尿病性腎症からの透析患者が多いことより糖尿病性腎症重症化予防を継続して実施

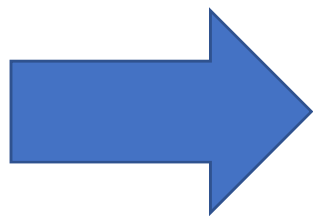
事業名	評価指標及び目標値 R11
特定健康診査・がん検診受診勧奨事業	・ 特定健康診査受診率 60% (R 4:32.7%)
特定保健指導利用勧奨事業	・ 特定保健指導実施率 60% (R 4:28.1%)
糖尿病性腎症重症化予防事業	・ HbA1c8.0以上の者の割合 1.0% (R 4:1.2%)
(新) 高血圧重症化予防事業	・ 血圧が保健指導判定値以上の者の割合 45% (R 4:49.1%)

【実施事業内容】

- ・ がん検診無料対象者に受診勧奨の通知を送付。
- ・ 健診結果が医療機関受診勧奨の値でありながら、医療未受診者に対し、訪問による健康相談を実施し、医療機関につなげる。
- ・ 糖尿病性腎症の重症化予防として糖尿病治療中断者や腎機能が低下しているハイリスク者を医療につなげるため、受診勧奨を実施。主治医と連携し、市保健師、管理栄養士による6か月間の栄養指導や運動指導を実施。
- ・ ICTを活用し、リアルタイムで血糖変動を目視できるプログラムを実施し、血糖変動の気づきと同時に生活習慣の改善、取り組みを促す。
- ・ 集団健診会場において血圧高値の方に家庭血圧測定や減塩等の指導を実施。血圧手帳の配布。
- ・ 地区で活動する食生活改善推進員・運動普及推進員を養成し、バランスのとれた食生活、運動習慣の普及活動を支援する。
- ・ 節目個別歯科健診、集団健診会場での集団歯科健診の実施。

【介護、高齢者支援の状況】

- ・健康診査の質問票より、口腔機能の低下が懸念される割合は10.7%である。
- ・要介護(支援)認定者の医療費は非認定者と比較して高い傾向にあり、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ対象者が多い。
- ・要介護度別の患者数をみると、一位は高血圧性疾患、糖尿病と続く。
これらは認知症、脳血管疾患、心疾患に起因する疾病である。



健康寿命延伸と高齢者支援の充実

- ・関係部署と連携し実施する高齢者の保健事業を通じて、フレイル予防、介護予防を行う。

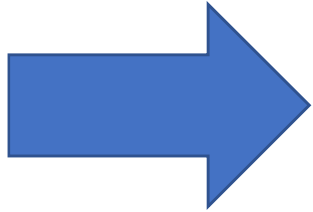
事業名	評価指標及び目標値 R11
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	<ul style="list-style-type: none">・50歳以上74歳以下における咀嚼良好者の割合 83% (R4:79.2%)・口腔機能健診の受診者数の増加 50人 (R3:実18人)

【実施事業内容】

- ・健診結果が受診勧奨値でありながら、医療未受診者に対し、訪問による健康相談を実施し、医療機関につなげる。
- ・国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行しても継続的な糖尿病性腎症重症化予防の実施。
- ・後期高齢者の歯科健診結果を利用し、オーラルフレイル予防として教室の開催。
- ・前期高齢者からのフレイル予防教室等の実施。
- ・健康状態不明者を訪問し、医療や健診など必要なサービスへと繋げる
- ・低栄養の高齢者に対し、訪問による健康相談を実施し、改善に繋げる。

【被保険者の健康意識の状況】

- ・健康診査の質問票より、運動習慣がないと回答した割合は64.8%と国や同規模自治体と比べて高い。
- ・生活習慣の改善意欲があると回答した割合は34.5%と県や国、同規模自治体と比較して高い。



被保険者の健康意識の向上

- ・被保険者一人ひとり自らが健康状態を把握し、より良い生活習慣の継続につながるような機会・情報の提供、健康づくりのサポートを行う。
- ・（健康づくり計画）の推進と共に健康意識の向上を図る

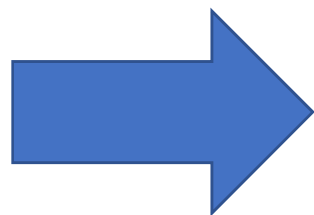
事業名	評価指標及び目標値 R11
（健康づくり計画）推進事業	<ul style="list-style-type: none">・運動習慣のある者の割合 40%（R4:18.0%）・運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる者の割合 40%（R4：28.6%）

【実施事業内容】

- ・健康講座の開催（栄養・運動・口腔等）。
- ・地区で実施される健康まつりにおいて健康チェックの実施。
- ・健康に関する連携協定締結事業所との健康事業の実施。
- ・広報やHPなど市の情報発信ツールを活用した食育情報・ながら運動の発信。
- ・事業所と連携した運動教室の開催や講座の周知。
- ・スニーカービズ推進のためのチラシの掲示。
- ・禁煙運動の推進、世界禁煙デーに合わせた街頭キャンペーンの実施。
- ・市内薬局での禁煙相談（健康応援団）の周知。
- ・こころの相談会の実施。

【医療費・受診行動の状況】

- ・後発医薬品の令和4年度の使用割合は83.1%である。
- ・受診行動の適正化が必要な、重複・頻回受診、重複服薬のいずれかに該当する被保険者が存在する。
- ・薬物有害事象の発生や副作用につながると懸念される長期多剤服薬者が存在する。



医療費適正化と適正受診・適正服薬

- ・後発医薬品(ジェネリック)の普及啓発やお薬手帳の利用促進、服薬情報通知等により、医療費の適正化、医療資源の有効活用と薬物有害事象発生防止を図る。

事業名	評価指標及び目標値 R11
後発医薬品使用促進 通知事業	・後発医薬品使用割合 80%以上を保つ(R4:83.1%)
重複受診・多剤処方防止 事業	・重複投与者数(对被保険者1万人)76人 (R4:82人) ・多剤投与者数(对被保険者1万人)15人 (R4:18人)

【実施事業内容】

・ジェネリック医薬品を使用した場合、500円以上自己負担が下がる被保険者に対し、6月、10月、12月に勧奨はがきを送付。今後は医薬品の承認時期などを考慮し、通知の送付時期等を工夫する。

・1か月分の診療について、3医療機関以上から重複処方が発生した薬効数1以上、2医療機関以上から重複処方が発生した薬効数2以上、同一薬剤の処方が1日以上で処方薬剤数15剤以上である被保険者のうち、3か月間の処方状況を確認し、対象者に服薬状況の通知や電話、訪問による個別指導を行う。その後、対象者本人やその支援者に服薬状況や副作用の改善状況の確認を行う。

特定健診・特定保健指導実施計画

特定健康診査	実施方法						
対象者	実施年度内に到達する年齢が40歳から74歳までの市国保の被保険者とする。ただし、妊産婦や長期入院者など厚生労働大臣が定める基準に該当する人を除く。						
実施場所及び時期	<table border="0"> <tr> <td>集団健診</td> <td>実施場所 地区公民館等</td> <td>実施時期 4月～翌年1月</td> </tr> <tr> <td>個別健診</td> <td>実施場所 県内指定医療機関</td> <td>実施時期 4月～翌年1月</td> </tr> </table>	集団健診	実施場所 地区公民館等	実施時期 4月～翌年1月	個別健診	実施場所 県内指定医療機関	実施時期 4月～翌年1月
集団健診	実施場所 地区公民館等	実施時期 4月～翌年1月					
個別健診	実施場所 県内指定医療機関	実施時期 4月～翌年1月					
受診方法	年度当初に対象者に対して検査内容及び一部負担金額等、特定健康診査及びがん検診等を受診するために必要な情報を記載した受診券綴りを郵送する。受診の際には、受付において受診券と被保険者証を提示して受診する。						
実施項目等	<p>検査項目 市国保の医療レセプトの分析を考慮しつつ、特定健康診査の検査項目を充実し魅力ある特定健康診査健診とするため、市国保独自の健診項目として貧血検査、心電図検査、クレアチニン検査、尿酸検査を全員に実施する。眼底検査については、医師の判断に基づき実施する項目とする。</p> <p>人間ドック 人間ドックについては、上記検査項目を全て含んでいる場合は、特定健康診査に代える</p>						
周知及び勧奨	<p>受診券綴りの発行 特定健康診査の対象者に対して、年度当初にがん検診などの受診券と一体となった受診券綴りを郵送し、受診を勧奨する。</p> <p>未受診者対策 未受診者には、電話や再通知による受診勧奨を継続して実施するなどの対策を強化する。</p> <p>その他 市の広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて周知するほか、多種多様な方法により有効かつ効率的な広報に努める</p>						
結果通知とデータの保存	<p>特定健康診査の検査結果については、本人あて郵送する。検査結果に著しい異常があり緊急を要する場合は、本人に直接電話等で医療機関への受診を促す。</p> <p>特定健康診査データは、受託した健診機関や医療機関が、厚生労働省の定める電子的標準様式により、福井県国民健康保険団体連合会へ提出する。</p> <p>特定健康診査データは、原則5年間、福井県国民健康保険団体連合会へ管理及び保管を委託する。</p>						

特定保健指導	実施方法
対象者	国が示した基準に準ずる。特定健康診査を受診した者のうち、腹囲と体格指数をもとに、血糖・脂質・血圧値が下記の基準を超えた場合と喫煙のリスクをもとに区分する。また、受診勧奨判定値に該当した者は「受診勧奨値」対象者とし、それ以外を「保健指導値」対象者とする。
実施場所及び時期	<p>【受診勧奨対象者】 【時期】積極的支援：初回面接から3か月以上 年間を通じて実施 動機付け支援：初回面接から3か月以上 年間を通じて実施 【場所】越前市役所等（特定保健指導機関に委託又は市直営で実施） 希望者は自宅にて遠隔での面接を実施</p> <p>【保健指導値対象者】 【時期】積極的支援：初回面接から3か月以上 年間を通じて実施 動機付け支援：初回面接から3か月以上 年間を通じて実施 【場所】越前市役所等（特定保健指導機関に委託又は市直営で実施） 希望者は自宅にて遠隔での面接を実施</p>
特定保健指導の内容	<p>積極的支援 保健師、管理栄養士、看護師が初回面接を行い、生活習慣改善に係る行動目標計画を作成する。3か月以上電話支援や面接での継続支援等を行い、実績評価を行う。</p> <p>動機付け支援 保健師、管理栄養士、看護師が初回面接を行い、生活習慣改善に係る行動目標計画を作成する。3か月後に実績評価を行う。</p>
実施方法	市は対象者に対して、特定保健指導利用券を発行し、初回面接の会場・日程の一覧を通知する。実施前に利用者の被保険者証を確認した上で指導を実施する。
周知及び勧奨	特定健康診査受診者全員に個人の生活習慣やその改善に関する基本的な情報を提供し、意識啓蒙を図る。特定保健指導対象者に対して、特定保健指導員が利用を勧奨する。
結果通知とデータの保存	特定保健指導データは、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式により、福井県国民健康保険団体連合会へ提出する。特定保健指導データは、原則5年間、福井県国民健康保険団体連合会へ管理及び保管を委託する。

(3) 条例改正について

越前市国民健康保険税条例の一部改正について

産前産後の保険税減額

子ども・子育て支援として、国民健康保険の被保険者が出産する予定または出産した場合に、国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額する。

【対象期間】

単胎妊娠の場合 出産(予定)日の属する月の前月から4か月間

多胎妊娠の場合 出産(予定)日の属する月の3か月前から6か月間

(例) 単胎妊娠の場合 月の分が減額

出産予定日 (または出産日)	令和5年		令和6年			減額期間
	11月	12月	1月	2月	3月	
令和5年11月	出産	×		×	×	1か月
令和5年12月	×	出産			×	2か月
令和6年1月	×	×	出産			3か月

減額対象となる「出産」は、妊娠4ヶ月目(85日)以上の出産をいいます。

(早産、死産、流産、人口妊娠中絶を含む)

【負担割合】 国1/2、県1/4、市1/4

【施行日】 令和6年1月1日